

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年5月30日

横浜市契約事務受任者  
戸塚区長 國本 直哉

- 1 契約の概要  
舞岡保育園 給湯器用ガス接続工事
- 2 履行(納品)場所  
横浜市舞岡保育園
- 3 契約日  
令和4年1月20日(木)
- 4 履行日又は履行期間  
令和4年1月28日(金)
- 5 契約金額  
¥16,500.-
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
有限会社かもめ商会 代表取締役 西塚 利夫  
横浜市保土ヶ谷区和田2-12-5
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
給湯器が故障をして温水の供給ができなくなり、園児へのトイレ後のシャワー対応ができなくなり保育サービスに重大な支障をきたすと判断をしたため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿に記載があり、舞岡保育園に毎月プロパンガスを納入している事業者のため。
- 9 所管課  
戸塚区子ども家庭支援課